

第57回（令和3年度第4回）契約監視委員会 議事概要

契約監視委員会事務局

1. 日時

令和4年2月3日（木）10：15～12：00

2. 場所

日本原子力研究開発機構東京事務所 役員会議室他（Zoom会議）

3. 出席者

委員長	石田 恵美	弁護士／公認会計士
委員	野村 修也	中央大学法科大学院 教授／弁護士
委員	幕田 英雄	弁護士
委員	山本 泉	元会計検査院第2局長
委員	田中 輝彦	日本原子力研究開発機構 監事
委員	天野 玲子	日本原子力研究開発機構 監事

説明者	須藤 憲司	日本原子力研究開発機構	理事
(事務局)	江籠 誠	日本原子力研究開発機構	契約部長
	松本 尚也	日本原子力研究開発機構	契約部次長
	上原 伸	日本原子力研究開発機構	契約調整課長
	中西 昌夫	日本原子力研究開発機構	監査室長
	川崎 哲史	日本原子力研究開発機構	監査室主幹

オブザーバー	西山 祐里江	内閣官房 行政改革推進本部事務局	参事官補佐
	橋爪 翔	内閣官房 行政改革推進本部事務局	参事官補佐
	松浦 重和	文部科学省 研究開発局原子力課長	
	岡村 圭祐	文部科学省 研究開発局原子力課	課長補佐

4. 議事概要

(1) 説明及び主な質疑

① 前回議事概要について

前回議事概要案は、原案どおり了承された。

② 前回委員会以降の状況について

事務局から現時点における契約等の改善に関する取り組み（新様式、四段表）、第56回委員会の個別契約案件審議におけるご意見・対応状況等について説明し、審議の結果了承された。

③ 個別契約案件審議

令和3年7月～令和3年10月の契約事案の審査対象リストから各委員が抽出した6件について審議し、委員より以下の意見が出された。

○自然循環時の炉内熱流動評価手法の適用性検討

・契約相手先は同様の役務契約を複数落札しているが、二者応札であるにもかかわらずいずれも落札率が100%に近いことから、実態として一者応札回避になっているのではないかとい

う疑義を持たれる可能性もあるため、2社以外の企業からも下見積を徴取し、見積金額の妥当性をより高める努力をしてもらいたい。

○ガラス固化試験設備運転保守業務請負契約

- ・複数年契約に移行したことによる一定の効果は評価できるが、契約相手先が長期にわたり受注していること、他社の参入が見込まれにくいこと、予定価格についても前年度実績をベースとしている現状を踏まえ、応札者拡大の観点からも、予定価格の設定に当たっては、工数等について踏み込んだ検討をしてもらいたい。
- ・また、本契約は、管理区域外の作業であるが、他者が応札しにくいことから、随意契約（確認公募）にすることで価格を下げられないかの検討を行ってもらいたい。

○原子力施設の耐震性に関する知見の整理(土木分野)(2021年度)

- ・13社の連名契約による一括発注について、経済性の観点でコストダウンが図られ、随意契約とすることが合理的であることを確認した。
- ・また、原子力機構は公的な機関であるため、民間会社とジョイントで契約する場合には、競争性が担保されていることを確認するなどの対応が必要であるとともに、契約審査においても、合理性、経済性の観点で審査を行ってもらいたい。

○令和3年度～令和5年度 核燃料物質使用施設等における放射線管理業務請負契約

- ・毎年内容にほぼ変更がない業務であるため高落札率になることも理解できるが、このような常態化しているものは品質の低下に繋がる可能性があるため、受注者の履行状況をしっかりチェックしてもらいたい。
- ・また、全国には他にも履行可能な企業がいるかもしれないので、複数応札に向けての取組をしてもらいたい。

○第21回核燃料取扱主任者受験講座の運營業務

- ・仕様書で受注企業の中に専門性を有する講師が所属していることを求めているが、必ずしもその必要も無いことから、専門性を有する講師が所属していなくても講座の運営を請け負える企業（予備校等の一般的な受験指導の仕組みと同様、専門性を有する外部講師を必要の都度手配し、教育に係る事務作業を内部職員で運営する企業）でも受注可能な仕様書に変更できないか確認してもらいたい。

○中性子しゃへい体からの試料採取方法の評価作業

- ・低入札価格調査の結果、問題がなかったとのことだが、受注者の履行状況をしっかりチェックしてもらいたい。
- ・また、予算額が予定価格になり得ることから、イレギュラーな契約実績を基に予算を算定することには十分に注意してもらいたい。

(2) その他

次回委員会については、別途日程調整の上、令和4年6月に開催することとなった。

以上

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」以降の自己評価を踏まえた改善方策と取組実績

○ 「自己評価」を踏まえた対応方針に記載された項目

● 委員会での審議等により追加した項目

※ 下線は前回委員会以降の追加措置

項目	自己評価を踏まえた改善方策等	取組実績
機構契約業務の改善に向けた情報共有	意見交換	○ 契約監視委員会委員と機構役員との意見交換 R3.8 <u>以下項目について、契約監視委員会と日本原子力研究開発機構理事長等との意見交換を実施</u> ・原子力機構の経営方針の設定・展開 ・原子力機構のガバナンス改革 ・原子力機構の事業概要 ・機構における契約業務
	意見交換	○ 契約監視委員会委員と契約審査委員会委員（外部）との意見交換
競争性の更なる向上とコスト・業務の再検証	一者応札案件の分析	○ 更なる競争性の確保のため、これまで一者応札となっていた契約について契約種別毎の傾向と要因を分析
	発注の妥当性確認等	○ 発注の妥当性確認及びコスト削減等を目的としたチェック機能を構築 R3.11～ R3.12 <u>研究開発6部門企画調整組織の長と契約部長との意見交換を実施</u> R3.11～ R3.12 <u>令和3年度に契約締結した継続案件及び令和4年度契約請求計画表の中から抽出した案件を対象に契約請求ヒアリングを実施（契約件数：57件）</u>
	切り分け検証	○ 専門性を有しない一般的な業務を切り分けて発注する取組の有効性を検証 R3.10 <u>R4年度期首更新の業務請負契約（一般競争全件）及び過去3年連続同一企業の1者応札1千万円以上のスポット役務契約の仕様内容の切り分け検証を実施（対象案件：160件）</u>
	競争入札案件及び確認公募案件の検証	○ 確認公募へ移行した契約の公平性、透明性の確保に向けた取組の検討 ○ 連続一者応札が継続し、一般競争入札ではコスト削減が見込めないと判断された契約の契約方式の検証 ○ 確認公募へ移行した契約のコスト削減効果等の検証 毎月 <u>契約審査部会にて検証を実施</u>
旧関係法人との関係適正化	○ <u>機構OBが在籍する法人のモニタリング</u> R3.11 <u>旧関係法人（19法人）の適正性（資本関係の有無等）についてモニタリングを実施</u>	

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

令和4年1月末現在

項目	従来の取組	自民党行革本部PT報告書を踏まえた改善方策	分科会の提案を踏まえた改善方策	措置状況
契約 手続 関連	<ul style="list-style-type: none"> ○業務請負契約における受注者準備期間の確保(H22.1～) ○国の競争参加者資格も有効とする競争参加者資格の拡大(H24.4～) ○入札情報等のHP掲載(H22.1～)及びメールマガジンによる調達情報の配信(H25.10～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県中小企業団体中央会HPへの機構情報掲載依頼(H28.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○入札までの準備期間を確保するため、年間発注計画(翌年度計画を含む)を策定し早期に機構HPに公表(28.8中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注計画 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 前年度より3ヶ月早め、一般競争入札及び公募の予定案件(1,000万円以上)を平成29年5月にホームページへ公表(件名、予定契約方式、作業期間、調達概要、入札公告予定時期、入札予定時期、納期(期間)等) ・平成30年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を平成29年10月にホームページへ公表。物品購入等の計画を平成30年5月に公表 ・平成31年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を平成30年11月にホームページへ公表。物品購入等の計画を平成31年4月に公表 ・令和2年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を令和元年10月にホームページへ公表。物品購入等の計画を令和2年4月に公表 ・令和3年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を令和2年10月ホームページへ公表。物品購入等の計画を令和3年4月に公表 ・令和4年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を令和2年11月ホームページへ公表。 ・応札者拡大に向けた新たな取組の一つとして、機構の入札に参加するための手順を分かり易く解説した「JAEA入札参入ガイド」を機構ホームページへ掲載(R元.10) URL:https://www.jaea.go.jp/for_company/supply/cp_guide/guide.pdf ●機構内各拠点への契約制度説明及びコストダウン啓蒙(H29.5～6、H30.6～7、R元.5～7)
予定価格	<ul style="list-style-type: none"> ○市場価格調査に資するため研究開発法人の購入機器価格をデータベース化のうえ共有(H24.2～) ○「精算条項特約付き契約」を導入し、履行完了後に原価を確認し精算を実施(H23.7～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○落札率100%等の高落札率を回避するための予定価格設定方法の見直し(H28.2～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○随意契約等、一者により毎年繰り返される契約案件について、履行実績確認が有効に働く仕組みを構築(H28年度中に措置) ○データベース化 <ul style="list-style-type: none"> ・人件費について、労務費単価調査を実施し、常駐役務契約の予定価格積算に反映(ただちに措置) ・物件費について、データベース化の更なる充実(ただちに措置) ○応札者を拡大するための改善 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の契約案件を分類整理(購入、製作、役務等)し、応札者実績リストを作成のうえ周知(28.8中に措置) ・上記リストを契約請求箇所における見積徴取の参考とし、予算精度を向上させる(28.8中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○履行実績確認の仕組みの構築と確認 <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理費削減のため、常駐役務契約等の業務内容等の点検と一斉見直し実施済(H28.10～12) 実施結果についてとりまとめ報告 ○データベース化 <ul style="list-style-type: none"> ・常駐役務労務費単価設定(H29.2) ・他法人の購入機器価格のデータ蓄積を継続実施 ○応札者を拡大するための改善 <ul style="list-style-type: none"> ・3年分の応札者実績リストを作成し、請求箇所が活用できるよう周知(H28.8～)
入札手続	<ul style="list-style-type: none"> ○電子入札制度 <ul style="list-style-type: none"> ・本部の政府調達協定対象案件を対象(H24.1～) ・本部の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H25.1～) ・全事業所の政府調達協定対象案件を対象(H25.7～) ・全事業所の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H26.1～) ○原子力施設の工事契約のみに地域要件を設定 ○広告等期間の十分な確保(H22.1～) <ul style="list-style-type: none"> ・原則10日以上を14日以上 ・総合評価落札方式及び企画競争は原則20日以上 ○競争入札に参加可能な業者が一者に限られるような過度な仕様条件を禁止(H22.1～) ○分かりやすい仕様書作成に関する注意喚起(H24.11) ○複数年契約に関し、落札日から業務履行開始日まで約3週間の準備期間を設定(H22.1～) ○契約改善の一環として公共サービス改革(市場化テスト)による契約を実施(H24.4～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○電子入札制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・業務請負契約を対象(H28.1～) ○複数者より参考見積を徴取することを注意喚起(H28.2～) ○公告等期間の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・14日→20日(H28.3～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事契約における地域要件の撤廃又は緩和(28.8中に措置) ○応札者を拡大するため、企業アンケートを実施し、一者応札の要因を分析のうえ契約手続きを改善する(ただちに調査開始) ●「入札条件等点検表」を充実させ、発注単位の点検を行う(28.7中に措置) ●複数者より参考見積を取得することの更なる徹底(28.7中に措置) ●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める(H28年度中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事契約における地域要件 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年8月の入札公告から原則撤廃(H28.8～) ○企業アンケートを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・応札しなかった企業へのアンケート調査開始(H28.6.30) ・平成28年12月末までのアンケート結果集計 ・平成28年度集計結果及びそれを踏まえた改善方をホームページへ公表(H29.6.20) ・平成31年3月末までのアンケート結果集計 ・平成29,30年度集計結果及びそれを踏まえた改善方をホームページへ公表(R元.8.20) ・令和元年3月末までのアンケート結果集計 ・令和元年度集計結果等をホームページへ公表(R2.4.30) ・令和2年3月末までのアンケート結果集計 ・令和2年度集計結果等をホームページへ公表(R3.4末) ・来年度以降も継続実施(令和3年度において、新規参入阻害要因の解消・軽減及び更なる競争性の向上に向けたアンケート設問の改善を実施、さらに企業側のアンケート回答における負担軽減策の検討を開始(R3.11～)) ●入札条件等点検表 <ul style="list-style-type: none"> ・入札条件・仕様書点検表の改訂・周知(H28.7.29) ●複数者参考見積 <ul style="list-style-type: none"> ・契約請求予算額の参考に徴取する見積書の取扱いを再周知(H28.7.13) ・参考見積書徴取に係る統一したルール「参考見積書徴取に係るガイドライン」を策定・周知(R2.11) ●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度契約確定後、検討 ・平成29年度は各種改善取組み(H28.7～)の成果を確認 ・平成30年度から原則実施 ・一般競争入札から確認公募への移行実績(H30年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R元.7～) ・一般競争入札から確認公募への移行実績(R元年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R2.7～) ・一般競争入札から確認公募への移行実績(R2年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R3.11～)

○→「中間とりまとめ」において改善を明示的に記載された項目
●→委員会審議等において議論の中で指摘のあった改善項目
下線は前回委員会以降の追加措置

契約 手 続 関 連	<p>審査機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約審査委員会による審査拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・500万円以上の随意契約全件の審査(H20.4～) ・一般競争入札の全件審査(H22.1～) ○予定価格算定審査 <ul style="list-style-type: none"> ・5000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H17.10～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○仕様書等に関し、「入札条件点検表」に基づく総点検を実施(H28.2～) ○予定価格算定審査の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法人が応札見込の1000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H28.4～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約審査委員会に外部の人材を入れる等、契約審査を強化するとともに、契約監視委員会で契約審査の状況を点検(ただちに検討開始) ○競争的環境の存在の有無について請求箇所による精査及び契約審査委員会による審査を強化(ただちに検討開始) 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部委員の起用 <ul style="list-style-type: none"> ・契約審査委員会の規定改正(H28.8.24) ・公募、応募者3名の面接審査(H28.9) ・外部委員(2名)委嘱(H28.10.31～H29.3.31) ・契約審査委員会・契約審査部会への外部委員参加(H28.11～) ○審査の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準(案)の作成(H28.9)、確定(H28.12) ●適正な入札・契約手続を促すための取組として、「契約手続に関する指摘対策ケースブック(請求箇所編)」を策定し、契約請求部署へ周知(R2.2)、「契約手続に関する指摘事項ケースブック(契約箇所編)」を策定し、契約担当者へ周知(R2.10) ●「契約手続に関する指摘対策ケースブック」策定後、新たに発生した契約審査委員会、契約監視委員会、会計検査等における指摘等の取り纏めを開始(R4.1～)
警備契約	<ul style="list-style-type: none"> ○核物質防護上から特命随意契約にて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○核物質防護秘密の拡散防止及び核物質防護警備における機能維持の確保を大前提に競争性ある契約へ移行(H28.2) ○業界団体等へ入札情報を提供のうえ当該団体の加盟企業へ周知依頼(H28.2) <ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護に係る警備業務の公募広告を業界団体を通じて加盟企業へ周知依頼(H28.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公募期間の延長や他の警備業者等、潜在的業者への働きかけ等、更なる競争性の確保に向けて一層の努力を行う(H28.12中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度核物質防護警備業務の再検討 <ul style="list-style-type: none"> ・中央核物質防護委員会の下に、警備契約分科会を設置(H28.8.10)、公募要件・審査基準検討終了(H28.11) ・H28.12公募開始、 ・H29.1.18応募締切(複数の応募あり) ・H29.1.19～2.24技術審査実施(複数指名候補あり) ・H29.3.30～4.10指名競争入札 ・入札の結果、前回より年額で約9,170万円の低減が図られた。 ●令和2年度核物質防護警備契約 <ul style="list-style-type: none"> ・R元.9公募開始(6拠点) ・R元.10応募締切(もんじゅのみ複数応募あり) ・R元.10～12技術審査実施 ・R2.1もんじゅは指名競争入札実施。それ以外の拠点は1者のみの応募により随意契約。
契約実績の公表	<ul style="list-style-type: none"> ○少額随意契約基準以上の契約内容の公表(H20.7～) ○関係法人との契約情報の公表(H23.7～) 			
関係法人との契約			<ul style="list-style-type: none"> ○(平成29年度末まで) <ul style="list-style-type: none"> 関係法人と、競争性のない契約(一者入札、実質的に一者入札と同視できる関係法人のみの入札、随意契約等)は行わない関係法人との契約は、 ① 関係法人以外も応札しているなど、実質的な競争を経て関係法人が契約相手に選定される場合 ② 契約相手が関係法人に限られ、競争性の更なる向上に向けた各種取組を行ってもなお競争環境が整う見込みがない場合に限るものとする 原子力機構は、①及び②の該当について契約監視委員会の審査を受けることとし、②についてはさらに確認公募を行った後でなければ契約できないこととする ○(平成30年度以降) <ul style="list-style-type: none"> 関係法人との契約(平成30年度以降にわたる複数年契約も含む。)は、上記①の場合に限るものとする ○将来的には、①の場合についても、関係法人との契約は行わないことも検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約審査の強化に含む ○平成30年度以降の契約については、改善方策に基づき、関係法人の状況を確認し実施(平成30年度期首より、関係法人に該当する法人はなし)

通報制度関連	通報窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○機構内外からの各種告知制度(通報窓口は機構内) <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス全般 ・契約に関する談合関係 ・離職役職員(機構OB)からの不正取引行為関係 ・研究開発活動の不正行為関係 ・セクハラ・パワハラ関係 ・安全に関する提案関係 		<ul style="list-style-type: none"> ○機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外に通報窓口を設置(ただちに措置) ○不正取引行為関係の通報は、離職役職員に関わらず全ての不正取引行為を対象とすることに変更(ただちに措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部通報窓口(弁護士)を設置(H28.9.1運用開始) ○不正取引行為報告・通報規程の改正(H28.8.30)
	外部からの情報提供	○外部からの提供情報を取り込む仕組みを導入(H24.4)		○コンプライアンス上の外部から提供情報は、通報制度に基づき適切に対応することを徹底(通報制度の充実)(ただちに措置)	○通報規程の改正(H28.8.30)
関係法人関連	再就職規制	○役職員の再就職あっせん及び在職中の就職活動の禁止等に関する規制を導入(H22.1)	<ul style="list-style-type: none"> ○在職中の求職活動に対する規制を強化(H28.4) <ul style="list-style-type: none"> ・関係法人の役員等に就くことを目的とした求職活動の禁止 ○採用情報の把握(H28.4～) <ul style="list-style-type: none"> ・機構との契約法人に対し、機構で課長相当職以上の職経験者を採用決定した場合の報告を要請 		
	利害関係者等との接触			<ul style="list-style-type: none"> ○職務遂行の公正さに対する国民の信頼確保のため、利害関係者等との接触・記録・報告・公表に関するルールを制定(H28.8中に措置) ○機構は行動指針に基づき綱紀保持に徹している点について取引業者に周知徹底(H28.8中に措置) ○接触制限については、職員だけでなく役員も同様にすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○利害関係者との接触に係る対応を規定(H28.8.29施行) ○役員も対象とする規定に改正(H28.9.29) ○新たに以下の対応を図り、ホームページに公表(H28.8～) <ul style="list-style-type: none"> ・不正取引行為に関する外部通報窓口を設置 ・不正取引行為報告・通報規程の改正 ・利害関係者との接触に係る対応を規定

旧関係法人に対する調査について（結果報告）

令和4年2月
契約部

令和2年秋の行政事業レビューにおいて、旧関係法人の適正性（資本関係の有無等）について確認の徹底を要請されたことを踏まえ、契約監視委員会及び文部科学省・内閣官房行革事務局の確認を得た「『契約方法等の改善に関する中間とりまとめ』以降の自己評価」においても、旧関係法人に対するモニタリングに関し、「機構OBが実質的に当該法人経営等に関与できる立場か、機構との契約に影響を發揮しうるのか等について確認する」としている。

これを受け、各法人の実態を的確に把握した上で、適正な契約を締結するため、今回（令和3年11月）、旧関係法人に対して調査を行い、結果をとりまとめたことから報告する。

なお、調査を実施するにあたり、契約監視委員会の各委員に調査内容を説明し、旧関係法人からの任意の協力の下で実施するようとの助言を得ている。

1. 対象法人

旧関係法人19法人

2. 調査項目

- (1) 旧関係法人の株式を通じて当該法人経営等に関与できるケースはないか。
- (2) 旧関係法人に親会社等が存在する場合に、親会社等を介して間接的に当該法人経営等に関与できるケースはないか。
- (3) 旧関係法人の役員、株主としての立場ではなく、役職（部長等）から当該法人経営等に関与できるケースはないか。

3. 調査結果

機構との取引のない1法人を除く18法人より回答を受領

- (1) 機構OBが株式の過半数を有している法人はなし
- (2) 親会社等が存在する法人のうち、
 - ①親会社等の役員に機構OBが就任している法人：1法人
 - ②親会社の株式のうち機構OBの保有割合が大きい法人：1法人

(3) 機構 OB が役員以外の役職で在籍している法人は 16 法人あったが、役職から当該法人経営等に関与しているケースは確認されなかった。

4. 今後の対応

- 上記 3. に該当する 16 法人との契約にあたっては、以下の観点に留意するとともに、今後も定期的に調査を行うこととする。
 - 当該法人の機構 OB から契約に対して不当な働きかけがなされていないか。
 - 当該法人との間に不必要な契約が締結されるなど悪影響を与えていないか。
 - 結果として当該法人の財政状態が機構からの契約収入が大きな割合を占めるなど不適正となっていないか。また、当該法人において機構 OB のみが他の役職員と比べ優遇されていないか。
- 上記 3. に該当する 16 法人のうち、特に、3. (2) ①に該当する法人については、実態的に関係法人と同等ではないかという外部からの疑念を払拭する必要があることから、「重点確認法人」として、毎年度の契約内容（契約方式・契約金額等）についても確認を行う。
- なお、機構 OB が役員に就任している法人は 4 法人あったが、いずれも機構との取引高割合が 3 分の 1 未満であり、関係法人の定義には該当しないことを確認した。4 法人の取引高割合については、今後も定期的にモニタリングしていく。

以上

第 56 回(令和 3 年度第 3 回)契約監視委員会 個別契約案件審議におけるご意見・対応状況

委員からのご意見	対応状況等
<p>A-1 J-PARC センター物質・生命科学実験施設運転監視業務請負契約</p>	
<p>応札企業は、契約額よりも高い金額による入札を続けていることについて、落札できなかった企業に真に落札の意思があったのか疑念が残る。本気で参入する意思のある企業を探す必要があるのではないか。</p> <p>あるいは、効率的な発注への検討として、同種の契約(No.39、No.44、No.51)を束ねて契約することで、価格を下げるができないかという観点で見直しが必要ではないか。</p> <p>また、毎年度継続する契約であっても、業務量が増える場合は、必要な予算を確保して入札を行うという観点が必要ではないか。</p>	<p>本契約は、①大強度陽子ビーム輸送系、低温水素系、高放射化した水銀・冷却水循環系の運転・保守・点検・高度化、②水銀ターゲット容器などの高放射化機器の遠隔操作による交換・保管など、核破砕ターゲットに係る特有の機器・設備が多く、専門的な知見と様々な資格が要求されます。特に水銀ターゲット設備は、世界に 2 か所(J-PARC(日本)、SNS(米))しか運用実績がなく、その安全な運転・維持管理を行えるだけの確実な技術と知見を有する企業がほとんど存在しないことが考えられます。現在応札している 2 社については、技術と知見を有しており、本件を落札していない応札企業も J-PARC センターの他の契約では落札した実績があります。このような状況であるものの、ご指摘を踏まえ、他に参入する意思のある企業を確保するため、大型加速器施設等の運転監視業務の経験を持つ企業にターゲット関連機器の製造メーカー等から得た情報を開示するなどして、応札可能な企業の調査を行っていきます。</p> <p>また、3 つの契約を統合することについては、各案件での業務内容が異なるため、関連する設備の運転や保守管理の考え方が大きく異なることから個別で契約することが妥当であると考えます。</p> <p>なお、今後、業務量が増える場合には、相応の予算を確保することは必要であり、厳しい予算状況ではありますがご指摘を踏まえて検討してまいります。</p>
<p>A-2 正門警備所ほか屋外受変電設備点検作業</p>	
<p>一般的な点検作業であり高度な技術を必要とする契約ではないが、現状は新規参入による入札が行われていない。新規参入の拡大に向けて仕様書をさらに詳しく記載するなどして、新規参入企業に対するイコールフィッティングの確保に努める必要がある。</p> <p>そうした努力を重ねたうえでも一者応札が継続するようであれば、確認公募への移行も考えられる。</p>	<p>本点検対象の設備は、製造から約 20～40 年が経過しており老朽化が著しく、設備の健全性確保が難しいことが、新規参入を阻害している要因の一つと考えられます。</p> <p>上記の要因はありますが、新規参入の拡大に向け、製造メーカー以外の企業にも幅広く声掛けを行うとともに、イコールフィッティングの確保に努める工夫として、以下の 3 点を実施します。</p> <p>①見積徴取及び契約請求起案を早期化※し、作業実施期間に余裕を持たせます。</p> <p>※(R3 年度)R3.6 ⇒(R4 年度)R4.4 予定</p> <p>②仕様書への記載について、以下項目について具体的に記載することとし応札しやすい状況を作ることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盤の仕様及び外形図 ・ 系統図 ・ 機器毎のメーカー名・型番

委員からのご意見	対応状況等
	<p>③現地説明会を実施する旨を入札説明書に明記することにより、本件に関心を持つ企業の拡大に努めます。</p> <p>上記対応を実施してもなお一者応札が継続した場合は、令和5年度契約から確認公募への移行を検討します。</p>
A-3 JAEAの使用済燃料の調整に係る調査及び作業契約	
特段のご意見なし	
B-1 高速度カメラシステムの購入	
<p>2社から見積を徴取し予定価格を作成していることについて、複数者見積徴取の形は整っているが、この種の購入契約については、最初の見積を取得するところが重要であり、できるだけ多くの企業から下見積を取得し価格を下げることを検討する必要がある。</p>	<p>高速度カメラシステムは一般に流通しているものではなく、また市場価格も存在しないため、取扱う企業を調査し2社から参考見積書を徴取しています。機構における契約請求手続きにおいては、「参考見積書徴取に係るガイドライン(R2.11)」に基づき、最低2社以上から参考見積書入手し、それらを基に請求予算額を設定することが定められています。今後については、本件のみならず一般的に市場性を有しない特殊な物品の購入案件については、見積価格の妥当性を判断するため、2社に限定することなく、できる限り数多くの参考見積書入手するよう努めてまいります。また、他拠点でも同様な対応を図れるように、契約担当課長会議等で周知します。</p>
B-2 白木地区海洋調査	
<p>契約額が機構の積算額よりも相当低い場合は、単に安ければ良いというわけではなく、安全性を含めて品質が担保されているかどうかを確認する必要がある。</p> <p>また、入札日から業務開始日までの期間については、新規参入の観点からも、余裕を持った入札日を設定してほしい。</p>	<p>本契約において、有資格者の指導下での業務遂行及び業務に必要な資格を受注者に要求するとともに、機構職員が作業安全に係る要求事項の遵守状況及び技術的要求事項を直接確認しています。</p> <p>また、受注者から提出された報告データについても、機構職員が要求水準を満たす品質となっていることを確認しておりますので、今後も安全確保を前提に品質管理も徹底してまいります。</p> <p>さらに、入札日については、新規参入企業が作業準備等の時間を確保できるように、現状(3月中旬)よりも早期に入札日※を設定いたします。</p> <p>※(R3年度)R3.3.15 ⇒ (R4年度)R4.2.25</p>
B-3 HTTR計測制御系統施設定期点検作業(安全保護系計装盤等)	
<p>見積額と契約額に大きな乖離があることについて、受注者は同作業における過去の実績を踏まえ、価格交渉の結果、過去の契約実績程度まで金額を抑えたのかもしれないが、機構の積算価格(積算基準)の見直しが必要ではないか。また、品質確保がしっかりできているのかというところは確認すべきである。</p>	<p>機構の予定価格については、積算基準に基づく積算価格、予算額等を比較検討し、最安値の項目を採用しており妥当な手法と考えています。</p> <p>本件については、請求元による予算額の設定は仕様内容がほぼ同様な過去の契約実績を基に決定しており、比較検討の結果、予算額が最安値となり予定価格を策定し</p>

委員からのご意見	対応状況等
<p>契約相手先において不正等が発生した場合、これまで機構に納入したものへの影響の有無を確認する必要があります。</p>	<p>たことにより、結果として、参考見積書と契約金額に大きな乖離が生じています。</p> <p>これまでに受注者側からは契約金額が低すぎるとの明言はありませんが、今後の予算額の設定に関しては、過去の契約実績額に囚われることなく市場の状況や施設の老朽化等も考慮して設定したいと考えております。</p> <p>品質の確保に関しては、品質マネジメント計画書及び品質保証管理要領等の遵守を徹底していることを確認しております。</p> <p>また、契約相手先において不正等が発生した場合の対応として、現状は不正等が発生させた契約相手先からの連絡により、不正に対する契約相手先の対応を確認するとともに、機構に納入したものへの影響の有無を確認しています。今後は、契約相手先からの連絡前に不正事案を確認した場合には、契約相手先からの連絡を待たずに、当機構から状況確認を行うこととします。</p>

個別審議対象案件について	対応状況等
<p>契約監視委員会における個別審議の対象案件に、低落札案件及び低入札価格調査を実施した案件を追加し、その契約の妥当性について確認したい。</p>	<p>第 57 回(令和 3 年度第 4 回)契約監視委員会 個別契約案件審議より、「低入札価格調査を行った契約」を対象案件として追加します。</p>